

ID: 1600

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	違反施設に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律 第6条第1項		
法令番号	昭和41年法律第110号		
【基準】 法第6条第1項の規定による。 (違反施設に対する措置) 第6条 都道府県知事等は、前条第1項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更(以下この条及び第49条において「施設の移転等」という。)をすべきことを命ずることができる。 2 前項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくその施設の移転等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、その施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行うべき旨及びその期限までに施設の移転等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行う旨を公告しなければならない。 3 前項の規定により施設の移転等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日